

令和元年度における各施策の評価結果(要旨)

基本政策Ⅰ 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮

施策Ⅰ－１ マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施

【達成目標】

金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融システムの安定性を維持するため、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析した。

また、金融機関の健全性を確保するための重要な取組として、「実践と方針」に基づく金融モニタリングの実施や、金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を実施した。

施策Ⅰ－２ 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備

【達成目標】

金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

国際的な自己資本比率規制の見直しを踏まえ、国内実施に向けて規制案公表のための作業を進めたほか、名寄せデータの精度の維持・向上を図った。

しかしながら、国際合意を踏まえたバーゼルⅢの最終化に伴う関連告示等の整備、IAIS（保険監督者国際機構）で検討されているICS（国際資本基準）の議論を踏まえた保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法についての検討等、引き続き取り組むべき課題がある。

施策 I - 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と 金融モニタリングの実施

【達成目標】

金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

地域金融機関のビジネスモデルの持続可能性確保に向けて、昨年度に試行した「探究型対話」で得られた知見を活用し、対話手法の確立やモニタリングの担い手の能力向上、財務局への浸透を図りながら、金融庁・財務局が一体となって地域金融機関との間でビジネスモデルに関する対話を行った。また、「経営者保証に関するガイドライン」の組織的な取組事例集の公表やガイドラインのQ&Aの改訂を行い、ガイドラインの更なる活用を促した結果、元年度上期における、経営者保証に依存しない融資の割合は約21%（前年同期比+約2.3%ポイント上昇）、代表者の交代時に新・旧経営者の双方から保証を徴求している割合は約15%（前年同期比-約4.4%ポイント）となった。

さらに、金融機能強化法等に基づき資本参加を行った金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表した（元年9月、2年3月）。また、計画の実施期間が終了した5金融機関が策定した新たな経営強化計画等を公表した（元年9月）。

このほか、「地域課題解決支援チーム」では、人的ネットワーク支援のための「ちいきん会」開催、地域課題解決に向けた各地域における「ダイアログ」の伴走支援、地域課題の解決に直接資する施策の共同企画・実施を進めた。また、「地域課題解決支援室」を立ち上げ、相談受付やHP掲載によって、同チームのノウハウや把握事例等を展開した。

しかしながら、引き続き金融機関との間で深度ある対話を行い、金融機関による金融仲介機能の更なる発揮に向けた取組を促していく必要がある。

基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上

施策目標Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

【達成目標】

国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

国民の安定的な資産形成の促進という観点から、金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、投資信託の販売会社に対し、役員・本部及び営業店へのヒアリングを行う等、顧客本位の業務運営の浸透・定着状況についてモニタリングを実施したほか、金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、欧米の規制対応なども参考に、我が国における高齢顧客対応のあり方や顧客本位のアドバイスと情報提供のあり方等について議論を行った。また、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組みとして、成長資金の供給を促すとともに家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA制度の恒久化（延長）・利便性向上に向けた税制改正要望を行い、つみたてNISAについて5年間延長、一般NISAについては一部見直した上で、2024年から5年間の措置が認められたほか、金融リテラシー向上のための取組みとして、金融庁及び財務局が連携して、各都道府県の教育委員会・教育庁への働きかけや金融経済教育の出張授業の実施、教員向け研修会への講師派遣などの取組みを行った。

このほか、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるという観点から、成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、後見制度支援預金及び後見制度支援信託の導入について、業界団体との意見交換会を通じて、各金融機関に対し、取組みを促した。

しかしながら、施策の目標と照らし合わせてみると、利用者の利便を向上させるための取組状況について、引き続き取り組むべき課題がある。

施策目標Ⅱ－２ 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

【達成目標】

金融サービスの利用者の保護が図られること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）**【達成度の判断根拠】**

金融サービスの利用者の保護の観点から、政府令の整備や情報セキュリティ管理態勢及びサイバーセキュリティに係る態勢整備状況の検証、顧客本位の業務運営を促すべく保険会社等と対話を行うなど、利用者が安心して金融サービスを受けられるための環境整備を進めた。

また、暗号資産交換業者に対しては、自主規制機関との連携を強化しつつ、これまでの検査・モニタリングで把握した実態等を踏まえ事務ガイドラインを改正し、機動的かつ深度あるモニタリングを行うとともに、業務運営体制の実効性に関する厳正な登録審査の実施、無登録業者に対する対応等の取組を実施した。

このほか、日本郵政グループに対し、業務改善計画の発出等により、適切な顧客対応及び保険募集態勢等の抜本的な改善やグループとしてのガバナンス発揮に向けた取組みを促した。

しかしながら、日本郵政グループにおける態勢整備に関しては、業務改善計画の着実な実施など、適切な態勢整備を促していく必要がある。

基本政策Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上**施策Ⅲ－１ 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化****【達成目標】**

市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公平性・透明性の確保及び投資者保護に資すること

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）**【達成度の判断根拠】**

問題の早期発見につなげるため、マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目した情報収集・分析を行うなど、タイムリーな市場監視を行うほか、深度ある調査・分析に取り組んだ。

また、現在の市場監視の手法や着眼等の改善に向けた検討を進めた他、市場監視の中期的な方針及び目標達成のための施策等を示すものとして、「中期活動方針（第10期）」を策定・

公表した。

さらに、課徴金制度を積極的に活用し、検査・調査を迅速・効率的に行い、重大で悪質な事案については、厳正に対処した。

このほか、検査・調査で法令違反等が認められた場合、法令違反等の背景・原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有し、再発防止を図った。

しかしながら、資本市場における大きな環境変化の中、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資するため、中期活動方針（第10期）等に基づく更なる市場監視機能の強化に取り組む必要がある。

施策Ⅲ－２ 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施

【達成目標】

企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえた対応、IFRSの任意適用企業の拡大及び監査報告書の透明化に係る所要の内閣府令等の整備等、企業等による情報開示の質の向上のための制度・環境整備に取り組んだ。

また、有価証券報告書レビューや「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を受けた所要の内閣府令の整備等、IFIARへの積極的な貢献・海外監査監督当局との連携強化、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて大手監査法人等が構築・強化した態勢の実効性の検証等、適正な情報開示、会計監査の確保のための取組みを行った。

なお、EDINETの稼働率については、目標値である99.9%を確保した。

施策Ⅲ－３ 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

【達成目標】

市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

投資家と企業の対話の深化に向け、「ステewardシップ・コードに関する有識者検討会」（元年度）を元年10月から12月にかけて計3回開催し、同有識者検討会の議論とパブリックコメントの結果等も踏まえ、2年3月に再改訂版ステewardシップ・コードを公表した。

また、東京証券取引所の市場構造の在り方について、金融審議会市場ワーキング・グループの市場構造専門グループにおいて、上場会社やベンチャー企業の持続的な成長と企業価値の向上を促し、内外の投資家にとって魅力あふれる市場となるよう、市場構造の見直しに関して議論を行い、元年12月に取りまとめた報告書において各市場のコンセプトに応じたガバナンスの在り方について方向性を示した。

さらに、海外運用会社の取組み等も踏まえ、資産運用業の高度化に資する取組みについて検証し、国内大手投資運用業者やグループ親会社との間で対話を進めることで取組みの推進を図った。

（横断的施策）

施策1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応

【達成目標】

デジタル化の進展等の環境変化の中で、金融システムの安定、利用者保護を確保しつつ、イノベーションが促進しやすい環境を整備しつつ、利用者利便の向上を図ること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

決済法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての検討を行った。

また、銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結義務に係る猶予期間の円滑な終了に向けた取組みを行った。

さらに、イノベーションを促進するため、FinTech サポートデスクや FinTech 実証実験ハブで受け付けた相談への精力的な対応、FinTech Innovation Hub の「10の主要な発見」を踏まえ最新トレンド・状況の把握及び支援強化を行った。

このほか、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施など、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組を行った。

施策2 業務継続体制の確立と災害への対応

【達成目標】

大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図ること

東日本大震災、28年熊本地震、30年7月豪雨及び令和元年東日本台風等による被災者の生活や事業の再建の支援等により、被災地の復旧・復興に資すること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融庁の業務継続計画等について、その実効性を検証したほか、政府防災訓練に参加するとともに、同計画等の実効性を検証するため、職員の安否確認訓練や関係機関との合同訓練等を実施した。

また、東日本大震災、令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年東日本台風等への対応として、個人版私的整理ガイドライン及び自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報を実施したほか、東日本大震災事業者再生支援機構の活用を促した。さらに、被災者等からの金融機関との取引に関する相談等を受け付けるため、「令和元年台風第15号金融庁相談ダイヤル」及びそれを更新した「令和元年台風第15号及び第19号金融庁相談ダイヤル」、「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を設置した。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、金融庁における業務継続体制の整備・運用や、金融機関による事業者等支援の促進を積極的に実施した。

施策3 その他の横断的施策

【達成目標】

世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化により、我が国及び世界の経済・金融の発展と安定に資すること

金融行政を円滑に遂行するための環境を確保すること

基本政策に横断的に関係する施策の実施により、金融行政の目標の実現を図ること

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

金融システム上の国内外共通の新たな課題の解決に向けた経験や知見の共有に取り組んだ。また、英国のEU離脱に対し日本の金融機関が円滑に対応できるよう、英国・欧州当局と想定される問題等について意見交換を行いながら必要な対応を進めるとともに、アジア新興国等に対する技術支援の強化等を行った。

さらに、金融行政におけるITの活用についても、30年6月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、重点項目として掲げたITガバナンスの強化や庁内のICT環境の整備等の取組を着実に推進した。

(金融庁の行政運営・組織の改革)

施策1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化

【達成目標】

金融庁のガバナンス改善等を通じた金融行政の質の向上

【目標達成度】 B (相当程度進展あり)

【達成度の判断根拠】

金融行政の質を不断に向上させていく観点から、各種有識者会議の開催や外部評価の実施し、有識者等からの意見等を踏まえ施策を検討するなど、積極的に活用した。

また、金融庁の施策等の内容について、金融庁ウェブサイト等においてタイムリーかつ正確な情報発信を行うとともに、様々なチャネルを通じた情報発信に努め、特に、金融庁 Twitter におけるツイートを昨年度対比 3.8 倍の 580 回行い、フォロワー数は 30.4%増加した。

さらに、職員による自主的な政策提言活動の枠組み(政策オープンラボ)を実施し、職員一人ひとりが政策形成に参加する機会を拡充した。

このほか、学術的成果を金融行政に反映し、金融行政の高度化を更に進める観点から、高度なデータ分析を行うことができるサーバー機、分析ソフト等の導入を行うなど、研究のためのインフラ整備を進めました。また、金融・経済のみならずデータ分析に知見のある学者等を特別研究員として委嘱した。

しかしながら、施策の目標と照らし合わせてみると、金融行政に関する広報の充実について、引き続き取り組むべき課題がある。

施策2 検査・監督の見直し

【達成目標】

金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと

【目標達成度】 B（相当程度進展あり）

【達成度の判断根拠】

検査・監督の手法の見直しに関して、これまで検討を進めてきた個別分野ごとの「考え方と進め方」及び重要な課題や着眼点等について整理・公表を行うなど、掲げた目標に向けて着実に取組みを進めてきた。

しかしながら、施策の目標に照らし合わせてみると、各分野の「考え方と進め方」のモニタリング現場へ定着を図りつつ、そこで得られた重要な課題や着眼点等について整理していくといったPDCAサイクルを実践・定着させていくなど、引き続き取り組むべき課題がある

施策3 金融行政を担う人材育成等

【達成目標】

職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織へと変革していく

【目標達成度】 A（目標達成）

【達成度の判断根拠】

組織文化の変革のために必要な人事改革やコミュニケーション活性化等のための取組が着実に進展した。